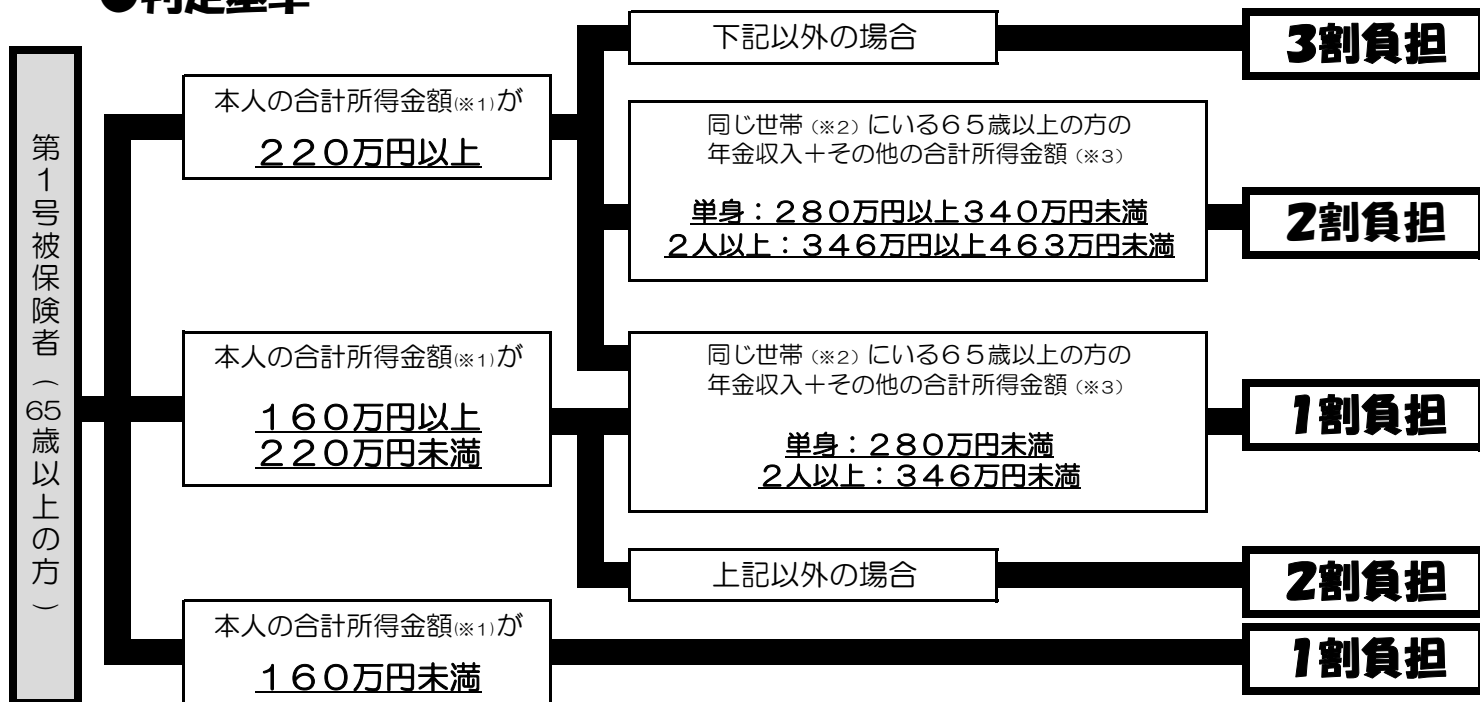


介護サービスを利用されている方へ

利用者負担割合の判定基準について

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただきます。この利用者負担割合は、65歳以上の方（第1号被保険者）について、前年の所得に応じて負担割合が決まっています。

●判定基準



※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※2 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯をいいます。

※3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことで、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

The image shows a sample of the '介護保険負担割合証' (Nursing Insurance Contribution Rate Certificate). The form includes fields for the insured person's name, address, date of birth, sex, and the contribution rate. It also has fields for the start and end dates of the application period and the insurance number.

介護保険負担割合証を送付します

要介護（要支援）認定を受けたすべての方に、利用者の自己負担割合が記載された「**介護保険負担割合証**」を発行しています。介護サービスを利用される際には負担割合証と被保険者証を一緒に提示してください。

負担割合証の適用期間は毎年8月1日から翌年7月31日までです。負担割合証は7月に送付しますので、ご確認をお願いします。

■問い合わせ 福祉課介護保険係（なかまーる1階） ☎44-2125